

介護保険の給付対象となる住宅改修の種類について

介護保険の給付対象となる住宅改修の種類及びその留意事項は次のとおりです。

介護保険の住宅改修は、個人の資産形成につながらない比較的小規模な改修を対象工事としていることを踏まえ、工事内容が適切なものになっているかの検討をお願いします。

介護保険の給付対象となる工事内容であるかどうかは、被保険者の心身の状態や住宅の状況から、保険者である下関市が決定します。

◆支給対象者

要支援1・2または要介護1～5の認定を受けている下関市の被保険者です。

※認定を受けていても入院中の方や、施設サービスを受けている方は、原則対象になりません。

◆対象となる住宅

対象被保険者の住民票上の住所地（被保険者証に記載の住所）で、かつ現に居住している住宅です。高齢者に適したつくりとなっている特定施設（経費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム）、グループホーム、高齢者向けの住宅は原則対象外です。また、新築及び増改築の場合も対象外です。

◆住宅改修費の支給申請

住宅改修費の給付を受けるには、改修を行う前に、下関市に事前申請を行い、承認を受ける必要があります。承認を受ける前に行った改修は保険給付の給付対象となりません。改修後に住宅改修費の支給申請を行い、改修前に承認を受けた内容とおりの施工が確認された場合に、保険給付が行われます。

なお、住宅改修費の支給申請にかかる時効は2年間（※起算日は代金支払い日の翌日）です。

◆標準審査期間

事前申請

●受付日から事前承認までの審査期間は7日～10日（受付日は含まず、開庁日のみ数える）です。

ただし、現地確認を要した場合、書類に不備があった場合はこの限りではありません。

事後申請（住宅改修費支給申請）

●月末開庁日までに申請があったものについて、翌々月末日開庁日に住宅改修費を支給します。

ただし、書類に不備があった場合はこの限りではありません。

●事前申請と取り付け位置等の変更がある場合は、給付対象となりません。

標準審査期間内に審査を行うために

●書類に不備不明なところがないか、提出前に必ずご確認ください。

●審査する際に、理由書、平面図、写真、見積書等から被保険者の住宅の状況及び被保険者の心身の状態を把握し、被保険者にとって必要不可欠な工事であるか、過大な工事となっていないかを判断します。特に、写真と平面図は、審査の際に重要な情報となりますので、設置箇所がはっきりとわかるように整えてください。

◆住宅改修の種類

(1) 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防、移動又は移乗動作に役立てることを目的として設置するものです。

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
○居室内の手すり（居間・便所・浴室・玄関・階段等）	×福祉用具貸与の対象となる手すり
○敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等）	×敷地外の手すり
○手すりの付け替え、移設（身体状況に合っていない場合）	×手すりの機能外の付加部分 （紙巻器付きの手すりの紙巻器部分、シャワーホルダー一体型の手すりのシャワーホルダー部分等）
	×扉や家屋に固定されていない家具への手すりの設置
	×屋外ゴミ箱等固定されていない目的物への移動動作のための手すりの設置
	×既存手すりの老朽化・破損による取替え
	×転落防止の柵
	×手すり設置のための、下駄箱、庭木、植栽又は石の撤去費用
	×居住スペース以外へ移動するための手すり等（店舗、仏間等）

◇十分な検討をお願いします。

・表面が金属の手すりの設置（ステンレス製屋外手すり等）

日向では高温になるため火傷することがあり、日陰では冷たく心臓の負担となることがあります。

・跳ね上げ手すりの設置

使い方を誤ると可動部分を原因とする事故や故障が起こる可能性があります。

説明書通りの操作を期待できる状況が必要です。

・壁付やL型以外の手すり端部

横手すりや階段手すりの端部が突き出している場合、衣類の袖口等に引っ掛かり転倒の原因となります。

・特殊形状の手すり

部材の特性と利用状況が合っていないと、使い難い場合があります。（楕円手すり、平手すり等）

・1本の手すりに複数のメーカーの部品が混在するもの

メーカー保証が受けられません。また、適正な設置基準が不明瞭になります。

◇付帯工事

- ・手すり取付けのための下地補強

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差解消や玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するものです。

具体的には、敷居の撤去、スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等を想定しています。昇降機、リフト段差解消機等の動力により段差を解消する機器は除きます。

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
○敷居の撤去	×福祉用具貸与の対象となる「スロープ」又は特定福祉用具購入の対象となる「浴室すのこ」を置くことによる床段差の解消
○スロープの設置工事	×段差解消を伴わない階段踏み面の拡張
○浴室の床のかさ上げ	×踏み台を固定せず、置くことによる段差解消
○居室、廊下の段差をなくす工事	×昇降機、リフト段差解消機等の動力により段差を解消する機器
○玄関上り框等の段差に踏み台を固定設置する工事	×掘りごたつや床下収納を塞ぐ(スペースを埋める)工事
○浴槽の取替え(またぎ高さ、浴槽深さ、浴室床と浴槽底の高低差が軽減される場合)	×破損や老朽化による段差の修繕
○段差の段数を増やして段の高さを軽減する工事	×必要性の整合が取れない段差解消(同一動線上の複数の段差のなかで、段差解消が解消されない場所が残る等)
○玄関から敷地外までの通路の敷石による凹凸をモルタル等で平坦にする工事	×浴槽を広くする目的での浴槽の取替え
○路面が傾斜しており車椅子等での通行に支障がある場合に路面を水平にする工事	×ウッドデッキ設置(増設工事)による段差解消工事
○「浴室すのこ」をねじ止め等取付け工事により固定する工事	×変形する恐れのある材質での段差解消工事(木製スロープ等)
	×敷居撤去に伴う扉の交換

◇十分な検討をお願いします。

・居室や廊下の床のかさ上げ

敷居撤去やスロープ設置等で対応できない場合に限り、給付対象とします。

・浴室床かさ上げ

床をかさ上げすることにより浴室床と浴槽底の段差が大きくなると、浴槽出入り時にバランスを崩し転倒しやすくなります。

・浴槽の取替え

浴槽の取替えが給付対象となるのは、浴槽の深さや浴室床と浴槽底の高低差等の段差解消の必要性がある場合です。

◇付帯工事

・浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事

・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵、立ち上がり、又は手すりの設置

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きからフローリング材、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を想定しています。

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
○畳から板製床材、ビニール製床材等への変更 ○浴室床材を滑りにくい床材に変更 ○屋外通路を滑りにくい舗装材に変更 ○階段への滑り止め材の固定設置 ○滑り止め剤の塗布	×老朽化による床材の張り替え ×破損による床材の張り替え ×転倒時のけが防止を理由とする柔らかい床材への変更 ×浴室用すべり止めマットの設置 ×取り外すことを前提として簡易に設置するもの ×木製板材からの床材変更 （フローリング→フローリング、 フローリング→クッションフロア） ×もともと通路として利用していない部分(花壇等) を整備して道路に至る（新設）工事

◇十分な検討をお願いします。

• 必要以上の幅員に対する床材変更

通路においては通行に必要な幅員のみを面積按分して給付対象とします。下関市では、目安として、単独歩行で1000mm、車椅子で2000mm程度を認めています。

◇付帯工事

- 床材変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は、保険給付の対象となりません。

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
○開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテンへの取替え	×引き戸への変更の際に自動ドアにする場合の動力関係部分
○ドアノブの変更（玉ノブをレバー式等に変更）	×引き戸等の新設（ただし、状況により対象となる場合有）
○戸車、レールの設置、取替え	×老朽化による取替え、修理
○扉の吊り位置変更	×直接本人が使用しない扉
○扉の開き方向の変更	×破損による怪我を防ぐための扉ガラス部分の材質変更
○扉の撤去（処分費用を含む）	
○門扉の取替え	

◇十分な検討をお願いします。

- 重い引き戸から軽い引き戸への変更
他に方法がない場合に保険給付の対象となります。

◇付帯工事

- 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器等への便器の取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合を想定しています。

和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている一体式の洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能の付加は含まれません。

また、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗式洋式便器に取替える場合は、水洗化又は簡易水洗化にかかる費用は、保険給付の対象となりません。

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
<p>○和式便器から洋式便器（一体型として洗浄機能等が付加されたものを含む）への取替え 取替えに伴う便器の撤去、処分費用</p> <p>○既存の便器の位置や向きの変更</p>	<p>×洋式便器から洋式便器への取替え</p> <p>×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置</p> <p>×既に洋式便器が設置されている住居における、既存の洋式便器とは別に和式便器から洋式便器への取替え</p> <p>×特定福祉用具購入の対象となる「腰掛便座」を置くこと</p> <p>×洋式便器の便座を洗浄機能等が付加された便座へ取替えるもの</p> <p>×水洗化又は簡易水洗化にかかる費用</p> <p>×仮設トイレの設置費用</p>

◇十分な検討をお願いします。

・和式便器から洋式便器への取替え

洗浄機能等が付加された便座を選択する場合、洗浄便座“一体型”の便器であれば、保険給付の対象となりますが、“組み合わせ型”便器の場合、洗浄機能が付いた部分は保険給付の対象外とします。

・トイレの新設に伴い和式便器を洋式便器に取替える場合

現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置する場合のみ、保険給付の対象となります。しかし既存の和式便器の便所をそのまま利用し、新たに洋式トイレを設置する場合は、取替えではなく、新設となるため保険給付の対象とはなりません。

◇付帯工事

- ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化、簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

◆その他（問合せが多い事案について）

◇ユニットバス（壁・床・天井・浴槽などを予め成型して、現場で組み立てる浴室）工事の
按分について

◇審査基準

- ①脱衣所と浴室の段差解消を目的としたものか
- ②浴室床を滑りにくい床材へ変更することを目的としたものか
- ③浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするを目的としたものか

◇十分な検討をお願いします。

当該部分（①②→浴室床部分のみ ③浴室床と浴槽又は、浴槽のみ）に伴う工事費用について、面積按分により、保険適用分・適用外分を算出してください。

必ずしもユニットバス購入設置費全てが保険給付の対象となるわけではありません。

出窓や壁面収納等給付対象とならないものは、工事費用から控除してください。

※工事費用について按分による算出ができない場合は、保険給付の対象とはなりません。

◇廊下のかさ上げについて

◇審査基準

- ①敷居撤去やスロープの設置で対応できないか
- ②幅員は適当か（単独歩行1000mm、車椅子2000mmの範囲内）
- ③同一動線上の複数の段差において、段差が解消されない場所がないか
- ④居室、便所、浴室、玄関等への動線上で、多目的に通る場所であるか

◇十分な検討をお願いします。

③が認められる場合は、保険給付の対象となりません。

例 廊下全体のかさ上げ工事を行うことで、玄関の上がり框の高さが広がる等

◆この制度に関するご質問等は、下記までお問い合わせください

下関市介護保険課給付係 TEL 083-231-1139

〒750-8521 下関市南部町1番1号

菊川総合支所市民生活課 TEL 083-287-4006

〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝1480番地1

豊田総合支所市民生活課 TEL 083-766-2687

〒750-0421 下関市豊田町大字殿敷1918番地1

豊浦総合支所市民生活課 TEL 083-772-4021

〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1

豊北総合支所市民生活課 TEL 083-782-1924

〒759-5592 下関市豊北町大字滝部3140番地1